

平成23年第5回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成23年11月29日 開会

平成23年11月29日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第5回新十津川町議会臨時会

平成23年11月29日（火曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第6号 専決処分の報告について
- 第4 議案第48号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第5 議案第49号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名		實君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	長谷川	雄士	君
保健福祉課	長	竹原	誠二	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	後木	祥一	君
建設課	長	岩井	良道	君
教育委員会	次長	辻山	直紀	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 加藤 健次 君

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

それでは、ただいまから平成23年第5回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名をいたします。3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第6号の上程、報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

次ページでございます。

専決第2号。専決処分書。

廃棄物不法投棄事件による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年10月31日でございます。

1. 事件確認の日時でございます、平成23年8月1日。午後2時40分ころでございます。2. 事件の発生場所、新十津川町字中央70番地18。3. 相手方、【個人名】でございます。4. 事件の概要、売却した町有地の地中にコンクリートの破片等が埋められていたものでございます。5. 損害賠償の額につきましては、35万2,210円ということでございます。

内容のご説明を申し上げます。

当該の土地の履歴につきましては、平成2年11月に旧橋本郵便局の敷地及び建物を町が国から取得したものでございまして、管理の安全を期するために、同年の積雪前の12月に建物の解体を請負工事で発注したものでございます。解体後の平成3年から平成20年までは、橋本買物駐車場として利用してまいりましたが、町では、金滴酒造前の駐車場を整備したことにより、当該地の必要性が低くなったことから、土地の取得を希望する本件の相手方と平成20年7月に売買契約を締結したところでございます。

本年8月1日、相手方が車庫新築のため基礎の掘削を行なったところ、地中からコンクリート殻が発見され、町に問い合わせが寄せられました。経過等を調査した結果、工事の際、旧郵便局庁舎の基礎及び床コンクリートを不法に埋設投棄した可能性が高いことが判明したものでございます。この事実を基に、過去の判例等から判断いたしますと、まちの損害賠償は免れないということから、相手方の示談交渉を進め、当該廃棄物の処理費用を賠償することで理解を得たところでございます。

なお、当時の請負業者につきましては、すでに解散をしており、解散した法人への求償はできないということで、法律専門家から指導助言をいただいているところでもございます。

以上で、内容のご説明を申し上げました。よろしくご承認たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第48号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第48号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。本年9月の人事院勧告に準拠し、職員の給与に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第48号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

給与に関する条例等の改正につきましては、期末手当の基準日前に改定が必要となることから、例年、この時期に提案させていただいておりますが、人事院勧告に基づいて給与等の改正をしたいとするものでございます。今年度の人事院勧告による改正点は、大きく次の2点となります。一つは、民間給与との格差解消のための給料引き下げでございまして、40歳代から50歳代の職員で最大0.5%の引き下げをするものです。二つ目は、給与構造改革により、平成18年度から減額となった給料に対して、現在は経過措置がとられておりますが、その額を見直し減額するものでございます。

では、逐条の内容説明を申し上げますが、お手元に配布しております新旧対照表も併せてご参照いただきたく、お願い申し上げます。

第1条では、別表第1、別表第2、これは行政職給料表と医療職給料表のことですが、その給料月額を改定するものであります。この引き下げ額は、最低で300円、最大が2千円となりまして、引き下げ対象となる職員数は52名でございます。

第2条は、給与構造改革により、平成21年度までに減額対象となった職員の経過措置額を、平成18年3月31日時点の給料月額に一定割合を乗じた額で計算しておりますが、その率を100分の99.59から100分の99.1に改正するもので、同様に22年以降の減額対象職員につきましては、100分の99.83から100分の99.34に改正するものでございます。

第3条は、給与構造改革に伴う経過措置額を、平成24年度には半額、その額が1万円を超える場合には1万円を減じた額といたしまして、平成25年4月1日以降は廃止するものでございます。この改正により影響を受ける職員数は20名でございます。

次に附則でございますが、第1項で、この条例は、平成23年12月1日から施行したいとするものでございますが、第3条の規定につきましては、平成24年4月1日からいたしたいとするものでございます。

第2項については、4月からの官民給料格差を是正したいとするものですが、すでに支給済みの給与等でございますので、12月の期末手当で調整するため、第1号では、給料、扶養手当、住宅手当、単身赴任手当、管理職手当及び地域手当の合計額に100分の3.7を乗じた額、これに、4月から11月までの8カ月分を乗じた額。第2号では、6月の期末手当に100分の3.7を乗じた額。この二つを合わせた合計額を12月の期末手当から減額する内容でございます。

なお、期末勤勉手当につきましては、民間支給額が若干上回っておりましたが、震災等への影響を考慮して、人事院勧告には盛り込まれませんでしたので、改定はございません。

今回の給与改定を実施した場合の影響額ですが、平成23年度では約140万円の減額。対象者1人当たりになおしますと、約2万6千円強というふうに見込んでございます。

以上で、給与に関する条例改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまたわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 職員の給与の減額というのは、連続3年間、ずっと続けてきたのではないかなと思います。私は、本来的には反対討論をするべきところなのですが、労働組合との関係で妥協されているということで今回上程されているのではないかなというふうに思いますので、あえて反対討論はいたしません。

それで、先ほど言われましたように、年間で140万円の減額と言いましたが、今まで去年、一昨年、どのくらいの減額の影響があったのかということで、聞きたいと思います。

本当は、職員の給料を減額するということは、地域経済にもかなり影響を受けることなので、反対しても1人だけなので、通ってしまうから、あえて反対しないということと、先ほどここで言いましたけど、できればしてほしいくなかったなというふうに思います。

それと、手当の額から遡った給料を差し引くという話ありました2番目の、その影響でいくと、だいたい多い方でどのくらいの減額になるのでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 1点目のご質疑ですが、昨年と一昨年の数字につきましては、現在、持ち合わせておりませんので、時間をいただければ調査したいと思います。

2点目の影響額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、月額最大で2千円ということになります。従いまして、掛ける8カ月分ということになりますから、単純では1万6千円になりますが、それにいろいろな手当等が入りますので、2万円弱という形で見込んでございます。さらに、これ以降3月までの分の給与減額がございまして、合わせますと、先ほど申し上げた1人平均で2万6千円強の額になるということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 総務課長の説明の中で、附則の2の説明で、乗じる額が100分の3.7という説明があったのですが、配布の中には0.37ということで、どちらが正しいのかお伺いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 大変失礼いたしました。0.37でございます。

1000分の3.7と勘違いいたしました。0.37ということで訂正させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第49号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第49号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）。

平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,754万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それでは上程いただきました議案第49号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）になります。内容の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。まず歳入からであります。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額4,960万円、計4億3,583万1千円。

22款、町債。補正額1,240万円、計2億8,590万円。

歳入合計、補正額6,200万円、計54億8,754万9千円。

続きまして、歳出であります。

11款、災害復旧費。補正額6,200万円、計7,408万円。財源内訳、特定財源であります。国道支出金4,960万円、地方債1,240万円。

歳出合計、補正額6,200万円、計54億8,754万9千円。財源内訳、特定財源で国道支出金4,960万円、地方債1,240万円であります。

次に、地方債の補正を説明いたします。7ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表、地方債補正、追加であります。起債の目的、現年度発生公共土木施設災害復旧事業債。限度額1,240万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。事業の内容については、歳出で説明をいたします。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

11款1項2目現年度災害復旧費。補正額6,200万円、計6,650万円。財源内訳、特定財源で国道支出金、現年度発生災害復旧事業国庫負担金4,960万円、地方債、現年度発生公共土木施設災害復旧事業債1,240万円であります。内容を申し上げます。1番、公共土木施設現年度災害復旧事業6,200万円。これは、8月、9月の豪雨によります公共土木施設の災害復旧でありますけれど、国によります災害査定を終了したことから、今回補正をお願いするものであります。

内容については、8月14日の災害復旧としまして、花月地区樺戸川復旧延長124m、弥生地区の墓地谷川復旧延長33m、吉野地区高石沢川復旧延長35mの3箇所と、9月2日からの災害では、土寸地区の志寸川岩渕地先、仲西地先、合計で延長51mとなりますけれど、この2箇所の復旧、全部で5箇所になりますけれど、復旧工事にかかる分であります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川秀樹君） 先ほどの9番、樋坂議員の質問の答弁もれの部分、答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 1点目のご質疑ですが、昨年と一昨年の影響額はいくらかという内容であったと思います。平成21年の影響額が1,471万8千円、昨年の影響額が930万7千円でございます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） それでは、以上をもちまして、本日付議された議案は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第5回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(10時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員